

北海道胆振東部地震緊急ダイヤル 平成30年9月10日より実施中

札幌司法書士会では、平成30年9月6日未明に発生した地震による被害や紛争に関するご相談をお受けするため、緊急の電話相談窓口として、「札幌司法書士会 北海道胆振東部地震緊急ダイヤル」を9月10日より開設しています。

開設から9月18日までの6日間で48件のご相談が寄せられています。なかでも地震による建物の被害に関するご相談が多く、崩れた建物等の一部が周囲に損害を与えてしまうケースもあります。

このような事例では、ご近所づきあいを今後も継続していく間柄であり、互いに被災者でもあるという側面から、「法律上はどのように解決すべきなのか？」を双方が十分に理解したうえで、話し合いにより解決するのが望ましいといえます。

札幌司法書士会では、民事に関する140万円以下の紛争に関する裁判外紛争解決手続(ADR)を扱っております。公正中立な第三者が間に入り、当事者の自主性を尊重しながら、柔軟な和解解決を図る手続きですので、震災トラブルの解決手段として活用いただければ幸いです。

緊急ダイヤルでは、法律相談のほか、様々な公的支援についてのアドバイスも行っております。

札幌司法書士会 北海道胆振東部地震緊急ダイヤル

電話番号 フリーダイヤル **0120-115-559**

受付期間 平成30年9月10日から当分の間

受付時間 月～金(祝祭日を除く) 10:00～16:00

相談
無料

- ◆隣の家の煙突が倒れてきて、被害が発生したのですが、賠償してもらえますか？
- ◆不動産を購入する契約をしていたら、地震が起きました。解約できますか？
- ◆アパートに損害が発生したけれども、大家さんにどこまで対応してもらえますか？
- ◆住宅の被害に対する各種支援制度を知りたい。
- ◆自宅が被害に遭いましたが、住宅ローンがまだ残っています。

お問合せ先

札幌司法書士会 (札幌市中央区大通西13丁目4番地 中菱ビル6F)

TEL 011-281-3505 FAX 011-261-0115

<http://www.sihosyosi.or.jp/>